

病院見学に係る旅費の支給に関する基準

○趣旨・目的

当院への就職を希望する医師及び医学生の病院見学に要する経済的負担を軽減することを目的として、次のとおり旅費相当額を支給します。

○対象者

当院への就職を希望する医師（初期研修医を含む）、医学部5・6年生及び既卒生（医師免許未取得者）。

- ※ 国・地方公共団体（三重県を除く）若しくは他の医療機関等による医師修学資金の貸与を受け、又は防衛医科大学校、自治医科大学若しくは産業医科大学の出身者等で、医師免許取得後の勤務先・勤務地域が三重県外に限定されている方は、対象外とします。
- ※ 医学部6年生及び既卒生のうち、マッチング面接申込締切日以降の見学については、対象外とします。ただし、二次募集等に際して当院の見学を希望する方については、この限りではありません。

○支給額等

【交通費】

名張市職員の旅費に関する条例（昭和37年条例第4号）に準じて算定した鉄道賃相当額、又は実費のいずれか低い方を支給します。

- ※ 他の医療機関に立ち寄る場合の支給額は、片道相当額を上限とします。
- ※ 医学生及び既卒生（医師免許未取得者）に対する支給額は、3万円を上限とします。

【宿泊費】

1泊分の宿泊に要した金額を支給します。（上限9,000円）

○必要書類

- ・ 医師（初期研修医含む）：医師免許証の写し
- ・ 医学生及び既卒生：在学していることが確認できる書類（在学証明書、学生証等）
- ・ 交通費及び宿泊費に係る全ての領収書

○適用期日

- ・ 平成30年4月1日以降の病院見学について適用します。